

平成 2 4 年

上尾市教育委員会 1 1 月定例会 議案

議 案 名

議案第 5 4 号	平成 2 5 年度当初給食調理員及び用務員人事異 動方針について -----	1
議案第 5 5 号	平成 2 4 年度教育に関する事務の管理及び執行 の状況の点検及び評価に係る報告書の提出につ いて -----	3
議案第 5 6 号	平成 2 4 年度上尾市一般会計補正予算に係る意 見の申出について -----	4
議案第 5 7 号	上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一 部を改正する条例の制定に係る意見の申出につ いて -----	7
議案第 5 8 号	上尾市民体育館の指定管理者の指定に係る意見 の申出について -----	9

【 白紙 】

議案第 5 4 号

平成 2 5 年度当初給食調理員及び用務員人事異動方針について

平成 2 5 年度当初給食調理員及び用務員人事異動方針を下記のとおり定める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

平成 2 5 年度当初給食調理員及び用務員人事異動方針

平成 2 4 年 1 1 月 日

上尾市教育委員会決定

1 基本方針

平成 2 5 年度当初給食調理員及び用務員の人事異動の実施に当たっては、学校運営の円滑化及び職員の士気高揚を図るため、本人の希望を把握するとともに、勤務年数、年齢等を勘案し、適切に実施するものとする。

2 給食調理員の人事異動に係る実施要領

(1) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。

ア 平成 2 5 年 4 月 1 日において、年齢が 5 9 年に達している場合

イ 所属している学校の業務に支障をきたす場合

(2) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができる。

(3) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 又は第 2 8 条の 5 の規定に基づき常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に従事する再任用職員のうち、任期が更新されることとなるものについては、必要に応じて、異動対象とする。

3 用務員の人事異動に係る実施要領

(1) 同一校における勤務年数が引き続き 7 年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。

ア 平成 2 5 年 4 月 1 日において、年齢が 5 9 年に達している場合

イ 所属している学校の業務に支障をきたす場合

- (2) 同一校における勤務年数が引き続き7年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができる。

提案理由

給食調理員及び用務員に係る平成25年度当初人事異動について、人事異動方針を定めたいので、この案を提出する。

議案第 5 5 号

平成 2 4 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る報告書の提出について

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る報告書について、下記のとおり、上尾市議会に提出するとともに、公表する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

- 1 報 告 書 別冊「平成 2 4 年度 上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」のとおり
- 2 市議会提出日時 平成 2 4 年 1 2 月 3 日（月曜日）
- 3 報告書の公表 上尾市図書館及び上尾市役所本庁舎 1 階 情報公開コーナーにおける閲覧のほか、上尾市 W e b サイトに掲載し、公表する。なお、公表の開始日は、平成 2 4 年 1 2 月 4 日（火曜日）からとする。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、「平成 2 4 年度 上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」を上尾市議会に提出するとともに、公表したいので、この案を提出する。

議案第56号

平成24年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について
 下記のとおり、平成24年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

平成24年11月21日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

1 歳入（教育関係）

款	項	補正額	補正前予算額	補正後の予算額
13 使用料及び手数料	1 使用料	0 千円	28,404 千円	28,404 千円
14 国庫支出金	1 国庫負担金	0 千円	33,388 千円	33,388 千円
	2 国庫補助金	0 千円	74,878 千円	74,878 千円
15 県支出金	2 県補助金	0 千円	10,374 千円	10,374 千円
	3 委託金	0 千円	3,895 千円	3,895 千円
16 財産収入	1 財産運用収入	0 千円	1 千円	1 千円
17 寄附金	1 寄附金	0 千円	1 千円	1 千円
18 繰入金	1 基金繰入金	0 千円	3,576 千円	3,576 千円
20 諸収入	3 貸付金元利収入	0 千円	8,436 千円	8,436 千円
	6 雑入	3,410 千円	35,554 千円	38,964 千円
21 市債	1 市債	0 千円	582,800 千円	582,800 千円

2 歳出（教育費）

(1) 目的別予算額

款	項	補正額	補正前 予算額	補正後 予算額
9 教育費	1 教育総務費	0 千円	853,114 千円	853,114 千円
	2 小学校費	4,520 千円	1,047,709 千円	1,052,229 千円
	3 中学校費	0 千円	515,334 千円	515,334 千円
	4 幼稚園費	0 千円	425,140 千円	425,140 千円
	5 社会教育費	4,435 千円	777,617 千円	782,052 千円
	6 保健体育費	25,250 千円	1,886,518 千円	1,911,768 千円
	合計		34,205 千円	5,505,432 千円

(2) 所属別事業別歳出補正額

● 総務課

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	補正前の額	補正後の額
1	小学校校舎改築事業	4,520	234,757	239,277
	13 委託料	0	4,500	4,500
	14 使用料及び賃借料	0	76,457	76,457
	15 工事請負費	0	153,800	153,800
	22 補償、補填及び賠償金	4,520	0	4,520

● 生涯学習課

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	補正前の額	補正後の額
2	公民館管理運営事業	4,435	84,324	88,759
	1 報酬	0	14,850	14,850
	9 旅費	0	436	436
	11 需用費	2,588	27,510	30,098
	12 役務費	377	1,714	2,091
	13 委託料	1,470	32,021	33,491
	14 使用料及び賃借料	0	7,179	7,179
	18 備品購入費	0	460	460
	19 負担金、補助及び交付金	0	154	154

● スポーツ振興センター

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	補正前の額	補正後の額
3	市民体育館大規模改造（耐震補強）事業	18,334	614,700	633,034
	12 役務費	0	500	500
	13 委託料	0	21,000	21,000
	15 工事請負費	13,034	585,200	598,234
	18 備品購入費	5,300	8,000	13,300

● 中学校給食共同調理場

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	補正前の額	補正後の額
4	中学校給食共同調理場管理運営事業	6,916	57,487	64,403
	1 報酬	0	72	72
	9 旅費	0	20	20
	11 需用費	6,916	38,245	45,161
	12 役務費	0	1,757	1,757
	13 委託料	0	11,225	11,225
	14 使用料及び賃借料	0	6,108	6,108
	19 負担金、補助及び交付金	0	60	60

3 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
市民体育館管理運営業務	平成24年度から 平成29年度まで	298,287千円
小学校維持管理業務	平成24年度から 平成25年度まで	16,299千円
小学校コンピュータシステム保守業務	平成24年度から 平成25年度まで	13,000千円
中学校維持管理業務	平成24年度から 平成25年度まで	8,507千円
中学校コンピュータシステム保守業務	平成24年度から 平成25年度まで	7,308千円
大谷公民館空調設備機器保守点検業務	平成24年度から 平成25年度まで	1,374千円
図書館巡回配送業務	平成24年度から 平成25年度まで	3,669千円
図書館空調等保守点検業務	平成24年度から 平成25年度まで	1,575千円
中学生海外派遣研修業務	平成24年度から 平成25年度まで	10,779千円
小中学校ALT派遣業務	平成24年度から 平成25年度まで	104,900千円

提案理由

教育委員会の権限に属する事務に係る上尾市一般会計歳入歳出予算の補正及び債務負担行為の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 5 7 号

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成 2 4 年上尾市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

別表中「（第 1 2 条関係）」を「（第 1 5 条関係）」に改め、同表 1 の表中「団体貸切り使用料」を「団体利用の場合の利用料金」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表弓道場の項の次に次のように加える。

会議室兼スタジオ	600	600	600	600	2,400
----------	-----	-----	-----	-----	-------

別表 1 の表会議室の項を次のように改める。

附属設備	市長が別に定める額
------	-----------

別表 1 の表備考第 4 号中「及び会議室」を削り、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第 6 号及び第 7 号中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考に次の 1 号を加える。

- 1 0 準備作業その他の特別の事由があり、かつ、体育館の管理上支障がないと指定管理者が認めて 1 時間を単位に許可した場合における利用料金の額は、超過する利用時間 1 時間当たり、この表に掲げる利用区分／利用単位の区分（会議室スタジオ及び庭球場の区分を除く。）に応じ、それぞれ同表の午前の欄に掲げる利用料金の額（第 6 号又は第 7 号の規定が適用される場合にあつては、それらの規定を適用した額）の 3 分の 1 に相当する額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表 2 の表中「個人使用料」を「個人利用の場合の利用料金」に改め、同

表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場の項中「アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場」を「アリーナ、卓球室、柔道場及び剣道場」に改め、同項の次に次のように加える。

体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	1回につき250
---------------	-------	----------

別表2の表に次のように加える。

附属設備	市長が別に定める額
------	-----------

別表2の表備考中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同表備考第5号中「使用料」を「利用料金」に改め、同号を同表備考第3号とし、同表備考中第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市民体育館の効果的な運営と利用者サービスの向上に資することを目的に、準備作業等の料金区分の設定について規定を整備するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 58 号

上尾市民体育館の指定管理者の指定に係る意見の申出について
下記のとおり指定管理者の指定に係る議会の議決を求めることについて、
市長に意見を申し出る。

平成 24 年 11 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

1 指定管理者となる団体

上尾市大字菅谷 16 番地

財団法人上尾市地域振興公社

理事長 島 村 穰

2 指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

提案理由

上尾市民体育館の管理に関し、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たので、この案を提出する。